

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	
◆重点目標1：男女共同参画への理解の促進	
施策の	男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
方向	男女平等の視点に立った教育の推進

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	広報や市民団体からの発信・イベント開催、それからメディアから…様々な場面での情報発信啓発で理解を進めていると感じています。しかしながら、女性が社会的・政治的・経済的にどのくらい力を持っているのかの国際的な指標（ジェンダーギャップ指数）は、日本は146か国中125位という結果。まだまだ女性参画の社会の実現には国や地方公共団体、社会や地域の理解の醸成が必要なんだと思いました。
2	男女共同参画社会の実現に向けた、各種学習会が開催されているが、押し付けるような教育とならないよう対応をお願いしたい。また、特に幼年期の教育現場では「互いを尊重する」ことの重要性から教育し、多様な人権・共同を促すような取り組みとなるようお願いしたい。
3	社会経済情勢、気候変動が変化する時代を迎えていると、個性と能力、相手を思う気持ちを尊重する人権教育が益々重要になってくると思います。コロナ禍で当初差別も問題になり、全国的にシトラスリボンプロジェクトが拡がりました。学校教育の中で人権教育が進められていますが、今後も様々な場面で人権尊重の教育の展開を望みます。
4	小中学校では人を思いやる優しい心を育てる教育に引き続き力を入れてほしいと思います。その心が男女平等にもつながると思うからです。
5	教育する側も「やらされ感」を持ったまま現場に立つことがないよう、個々人のスキルが確認できるような方策も重要ではないか。かといって、スキルが低い方に対し、強制的にスキル向上の施策を施すようなことも、あまり良くないと思います。
6	目標値とはかなり隔たりがある。 学校教育では男女平等教育は行き届いているが、問題は進路、就職以降の社会はまだ平等とは思っていないこと。まだまだ効果があったとは言えない。保護者の中でも特に世代が違くと男女平等とは思っていないこともある
7	小中学校及び幼稚園保育園の現場では、男女平等の意識や人権教育は浸透していると思われるが、保護者には浸透してきているとは言い難い。子どもたちに影響力の強い家庭への意識改革について、具体的な施策を早急に検討し、実施してほしい。
8	社会的に男女平等をもとめる方においては17.7%という数値はまだまだ満足できない数値であると思います。実際に私の子ども（小学生）が通う学校のPTA役員でも男性枠・女性枠が設けられており、疑問に思っておりました（PTA活動において男女差別もしくは区別は不要かと思えます）。PTAなど子どもに近いコミュニティから男女差別をなくす働きかけを行うことで、子どもたちにとって男女平等が当たり前の社会を築くことが大切であると思います。
9	市民団体等の育成で企画運営側の人材確保が課題に挙がっています。柏崎市男女共同参画推進条例第2条で市民団体の規定があります。現在の組織体制を理解していないのですが、各コミセン、集落、団体からの推薦、審議会委員の中にもお声掛けしたり、人材育成に取り組み、更なる理解の促進に会議の活動が大切だと思います。
10	子を持った親世代から、近年学校で「発達障害（ADHD）」と判断され、特に母親側が精神不調をきたすことが多いと話を聞きます。 近年の教育現場の大変さは良く理解していますが、親世代からは「教育者の負担軽減策」だと思われることも何かの機会にお伝えできればと思います。

評価案

令和5（2023）年度に発表されたジェンダーギャップ指数は、日本は146か国中125位と依然として世界の低位に留まっている。女性の社会参画を推進するためには、行政を始めとして、社会や地域の更なる理解の深まりが必要である。本市においては、男女共同参画社会の実現に向けた広報活動や情報発信等の取組を進めていることは認められるが、より一層の取組が求められる。（1）

幼年期から始まる子どもへの教育では、男女平等の意識や人権教育は浸透してきていると感じる。引き続き相手を思いやる人権尊重を重視した教育が必要であることを社会全体で理解した上で、取組が進められることを期待する。一方、家庭や地域においては、性別による固定的な役割分担意識が解消されない場面があるなど、男女平等意識が根付いているとは言えない状況にあり、男女平等が当たり前の社会を築く取組が重要であると考えます。（2.3.4.5.6.7.8）

令和元（2019）年度時点での社会全体として男女が平等であると思う人の割合は、17.7%と男女平等を求める方にとっては満足できるものでなく、本計画における最終年度には目標値の30%に届くよう、あらゆる場面において男女共同参画に対する理解促進に向けた取組を進めていただきたい。（6.8）

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	
◆重点目標Ⅱ：政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大	
施策の	審議会等への女性の参画推進
方向	管理職等への女性の積極的登用にに向けた意識啓発の推進

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	6月政府は女性活躍男女共同参画の重点方針で最上位の上場企業に対して役員の女性比率を2030年までに三割以上とすることを求めています。前回の会議でも防災会議の女性委員の数値目標についての意見もありました。女性参画は数値目標があるから進んできたひとつだと思っています。
2	東証プライム企業の女性役員30%以上が目標、のような女性委員・役員選出に力を入れることには疑問を感じます。適任か否かは男女関係なくその方個人の問題であるため、この場において性別を持ち出すことには否定的な立場です。ただし、災害時の避難所での対応（女性トイレ・授乳スペース・生理等にかかる相談）においては女性対応が妥当であると思います。
3	市の審議会等について基本は半分が女性であるべきと思う。
4	会議の時間も平日の昼間というのでは参加できない人もいる。オンライン参加や曜日等についても工夫をする余地がある。
5	市の職員の登用は明らかに女性の管理職人数が足りない。数値も低い。部長職にできるような女性の人材育成をもっとすべきである。
6	市の情勢からかけ離れた数値目標であってはならないと思いますが、特定事業主行動計画における数値を上げ、そのための人材育成・サポートなどの環境整備の事業の展開をお願いします。

評価案

<p>国は、女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）において、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進としてプライム市場上場企業を対象とした女性役員の比率を2030年までに30%とすることを目標に掲げている。本市では、男女共同参画プランにおいて、政策や方針、意思決定の過程への女性の参画を拡大することを目的として、審議会の女性委員の登用割合を目標指標に設定し、令和7（2025）年度までに40%とすることを目指している。（1.2に係る国、市の現状説明）</p> <p>審議会等の女性委員の選出については、公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いことが課題であるが、団体の代表等、役職指定にこだわらず実効性のある審議に適する人材の選出を求めるなど、選任基準の見直しを進めていただきたい。また、会議の開催については曜日や方法を工夫し、誰もが参加しやすい運営を検討していただきたい。（3.4）</p> <p>管理職等への女性の積極登用にに向けての意識啓発としては、個別施策において目標数値の達成を意識した取組を進めつつも、個人の能力や適性に応じた登用が行われることが望ましいと考える。そのため、人材育成については性差に関係なく誰もが平等にキャリアを形成できる環境を整えていただきたい。（1.2.3.4.5.6）</p>

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	
◆重点目標3：地域における男女共同参画の推進	
施策の	地域活動における男女共同参画の推進
方向	防災分野における男女共同参画の推進

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	目標値に届いていないので評価はCである。
2	防災会議の委員に充て職が多いと課題にあります。その充て職である組織団体など見直すことは可能なのでしょうか。R5年度委員の所属機関をみると、女性が推薦される機関は難しいように思います。
3	防災会議の女性登用率は50%にもっていくべきである。
4	避難所運営については特に女性目線が必要である。啓蒙ではなく、実践あるのみである。
5	東証プライム企業の女性役員30%以上が目標、のような女性委員・役員選出に力を入れることには疑問を感じます。適任か否かは男女関係なくその方個人の問題であるため、この場において性別を持ち出すことには否定的な立場です。ただし、災害時の避難所での対応（女性トイレ・授乳スペース・生理等にかかる相談）においては女性対応が妥当であると思います。
6	女性防災士や女性消防団の活躍が一般市民には見えにくい。その存在を身近に感じられるよう、町内会やコミセンの事業等、地域活動に積極的に参加する機会を設けるなどして、その増加を図れるとよい。
7	防災においては世代を問わず女性が男性の中で団体行動をとれるかということも考える必要がある。歳をとっても女性のメンタリテイを重視すべきである。

評価案

地域における男女共同参画の指標であるコミュニティ推進協議会の女性委員の割合については、全体では目標値の30%に届いていないものの、中には目標値を超えている協議会もある。女性委員の存在が更なる女性の地域活動への参加を喚起し、方針決定の際の意見の反映にもつながることから、引き続き、地域活動における女性の参画の重要性について啓発を行っていただきたい。

防災に関する政策や方針の決定過程や現場対応においても、男女共同参画の視点が求められている。国の第5次男女共同参画基本計画では、令和7（2025）年までに地方防災会議における女性委員比率30%を目標としているが、本市の防災会議委員は20%と低い割合に留まっている。会議の構成委員においては、法令で定められた制約があるものの、女性委員の登用が進むことを望む。（2.3）

加えて、災害から受ける影響やニーズは性別によっても異なることから、避難所運営については、女性スペースの設置や女性ならではの相談対応等、特に女性目線が必要である。災害が頻発する今日においては、実質的な取組を加速していくことが急務であり、本市の避難所におけるプライバシー保護の観点や要配慮者向けの備蓄品の選定等に専門性を備えた女性の意見を取り入れる取組を継続してほしい。（4.5）

女性防災士や女性消防団員の確保については、その活動や存在を町内会やコミセンなどで知られる機会を設けるなどの工夫が図られることを期待する。（6）

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり	
◆重点目標4：働く場での男女平等の推進	
施策の方向	雇用や就労環境における男女平等の推進
	職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進
	就職・再就職の支援

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	農業農村は人手不足が続いています。農業経営や農村部の社会活動は女性自身が活動することで直売所、六次産業化、食農食育教育などで活性化してきたように思っています。後に続く人材育成と環境整備の取組を市独自で補助を行っていることを評価します。雇用就業資金と市独自の補助の支援と六次産業補助金の周知を図って啓発、相談等の支援を続けて持続可能な農業生産へと事業展開をお願いしたいと思います。
2	企業においては男女の既婚者である総合職の転居の伴う転勤は男性に多く、女性ではあまり見かけません（弊社においてもそうです）。会社が行った女性社員もしくはその家族への配慮は、男性社員にとっては不平等とを感じるかもしれません。一方、女性社員は男女平等に転勤を言い渡されると戸惑うかもしれません。「男女平等である」と感じる数値が高いことが必ずしも社員にとっての働きやすい職場につながるとは言い難く、難しい問題であるように感じます。
3	働く場での男女平等の推進において男女の賃金における言及がされていない。具体的に男女の賃金差についてどのように取り組んでいたのかがわかるような取り組みについてももう少し言及すべきである。
4	子育てする、しないに関わらず、成人女性のキャリア形成に対する意識改革を推進するために、女子大生向けのセミナーを高校生にも開催し、成人前から意識を向けられるとよい。
5	ハラスメントに対する取り組みは引き続き取り組んでほしい。職場だけでなく、いろんな組織におけるハラスメントの勉強は必要である。

評価案

<p>雇用や就労環境における男女平等を推進するためには、男女の賃金格差解消も含めた社会的な意識変革が求められている。本市においても、事業主及び事業所の意識変革を促す取組が行われているが、ハラスメント防止や採用、昇進等における性別による差別の防止等を始めとした必要な情報の提供や支援を行い、安心して働き続けられる職場環境の整備に努めていただきたい。（3.5）</p> <p>また、働きたい人が性別に関わりなくその個性や能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものである。女性の就業率を表すM字カーブは解消されつつあるものの、非正規雇用者における女性の割合は高い状況である。女性のキャリア形成に対する意識付けをより早い段階で行うなど、女性の正規雇用拡大につながる取組を進めていただきたい。（4）</p> <p>産業別の課題の一例として、農業分野においては、人材育成と環境整備の取組を市独自で補助を行っていることを評価する。女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手であり、今後の農業分野を含めた産業全体の発展のためには女性を含めた人員の確保が課題となっている。持続可能な地域経済の活性化の観点からも、解決に向けた取組に努めていただきたい。（1）</p>
--

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり	
◆重点目標5：男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
施策の方向	男性の育児・介護休業の取得の促進
	仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
	家庭生活における男女共同参画の意識づくり
	子育て・介護支援体制の整備・充実

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	子育て支援の育児支援ヘルパー事業は、利用状況・ニーズを共有し、利用方法など今後の事業展開につなげ、ファミリーサポートセンターとの活動の連携もお願いしたい。 ファミリーサポートセンターの目的に、(1)仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる社会環境を整備すること、(2)地域の子育て支援を通して労働者の福祉の推進、児童の福祉の向上を図ること その他子育て世代包括支援センターが心のケアを目的に設置されています。これらの事業が包括的に取り組まれることを望むとともに、上越市のように各地域に設置されれば、活動や事業内容も見直され、利用が増えるのではと思います（既存の包括支援センターの利用とか?）。
2	子育て支援事業の充実に向けた取り組みの中で、ファミリーサポートセンターのPRも必要と感じる。女性が活躍できる手助けにも有効と思われる。
3	ワークライフバランスの推進が、ひいては事業の発展につながるという具体例を事業主に提示していけるとよい。
4	ハッピーパートナー企業の増加は嬉しいことであるが、その企業が女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差について具体的にどのようなしているのかわからない。登録数を増やすのではなく、具体的にどのような取り組みをしているのかを開示し市の入札の際のメリットとするとか、Uターン、Iターンの紹介資料に載せるとかの企業が登録したらメリットもあるということをもう少し経営者側に伝える必要もあるかと思う。
5	男性が育児休業をしたらお金がでるということを紹介したパンフレットはあるが、それならば女性が育児休業をした際のメリットは何かということについて欠けている。結局は国の助成金頼みのような気がしてならない。
6	男性の育児休業が取りやすくなってきている事は良いことだと思います。各家庭での育休中の過ごし方は様々だとは思いますが、何をしたいかわからない男性もいるようです。例えば、男性が家庭の中でどんなサポートができるのかわかる何かあったら、取るだけの育休にならずに済むのかなと思いました。
7	“取るだけ男性育休”にならないよう、出産前のパパママセミナーに、出産後の家事育児をどう協力し合っていくか考えてもらう良い機会にできるような内容も含められるとよい。
8	男性の育休取得奨励金は、取得したい方にとっては後押しとなるよい制度だと思います。 ただし男性自身もしくは家族が取得を希望しない場合もあるため、取得率が低いことがよくないこととは一概に言い切れないと思います（妻が育休を取り夫が働くことにより、2人でワークライフバランスを充実させている家庭もあると思います）。

評価案

<p>ワーク・ライフ・バランスの推進が企業や団体の発展にもつながるとい具体例を提示していくことが重要である。例えば、取組の一つであるハッピー・パートナー企業の登録促進については、登録によるメリットを事業主に伝え、働きやすい企業が一つでも多くなるよう進めてほしい。一方、登録企業は、求職者に対する企業PRにつながる取組を行政に求めていることから、登録企業の周知に継続して取り組んでいただきたい。（3.4）</p> <p>男性の育児休業取得奨励金制度は、取得希望者にとっては経済的な支援が取得の後押しとなる良い制度である。法律の改正等により男性も育児休業が取得しやすい環境整備が進んでいると感じる。なお、取得については、各家庭の事情や考え方もあるため、取得を希望する人が取得できる環境を整備することが重要である。例えば、産前のパパママセミナーの場等を活用しながら家庭内での分担等について伝える取組を進めるなど、制度の趣旨に沿った休業がより増えるよう努めてほしい。（6.7.8）</p> <p>子育て支援のファミリーサポートセンター事業については、女性活躍支援策としても有効と思われるため、利用者のニーズに合ったサービス内容の検討や事業の活用に向けた周知が必要である。（1.2）</p>
--

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	
◆重点目標6：配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援	
施策の方向	DVを許さない社会づくりの推進
	安心して相談できる体制の整備
	安全な保護体制の整備と自立支援の充実

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	デートDV予防啓発講座が中学生も対象となり実施されたことを評価します。課題にもあるように、成長段階に応じた対応をお願いし、実施される学校が増えることを期待します。それと共に男女共同参画の実情も政治・家庭・職場など具体的な事例をあげ、又、助成も国や市からあることなど講座の中に入れていただければ生徒・学生の意識改革につながり、これから男女共同参画になる人材育成にもつながるのではと考えます。
2	中学生へのデートDV講座は、自分の家庭（両親）を客観視することにもなるので、現在進行中のDV防止にも役立つと思われる。講座時には親の問題の相談先も知らせておくとよい。
3	デートDV予防啓発など、若いうちからの啓蒙活動は大切であり、ぜひ今後も継続していただきたいと思います。一方親世代のDVに関しては公的機関とはいえなかなか相談しにくい方もいると思います。被害を受けている本人だけでなく、まわりの家族（子ども）や友人が相談・通報しやすい環境づくり（リーフレット・ポスターでの呼びかけ等）も必要ではないかと思います（DVが日常的な家庭の子どもはこれが異常なことであると気づきにくいのでは）。
4	DVに関しては、ソフィアセンターやコミュニテイセンターにおけるトイレにあるパンフレットを評価する。非常に分かりやすく、目につきやすいとことにおいてあった。
5	女性福祉相談員のさらなる配置、体制が大きな役割を持っていると思う。ただこの相談員のメンタルも心配である。女性目線での配置を希望する。

評価案

<p>DV事案については、本人が気付かなかったり、相談しにくかったりする場合もあるため、周囲（家族（子ども）、友人等）が相談・通報しやすい取組が必要である。リーフレットやポスターによる啓発も有効だと思われ、市内公共施設のトイレ等にパンフレットが設置されていることは評価できる。（3.4）</p> <p>将来のDV防止を目的として実施されているデートDV予防啓発講座が、中学生に拡充されたことを評価する。低年齢層からの啓蒙活動は重要であり、成長段階に応じた内容となるよう、工夫を施しながら継続的に実施してほしい。また、家庭内のDVが日常の場合、子どもは異常に気づきにくいことも考えられる。講座の際に紹介される相談機関等があれば、家族と共有することで幅広い問題の解決につながると考える。（1.2.3）</p> <p>安心して相談できる体制の充実として、女性福祉相談員が大きな役割を担っている。複数の問題を抱える相談事例が多くなっており、専門的な相談支援が求められていることから、相談員の資質向上を図るとともに、引き続き、関係機関と連携して取り組んでいただきたい。（5）</p>
--

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	
◆重点目標7：男女の性の尊重と健康支援	
施策の	生涯を通じた男女の性への理解の推進
方向	ライフステージに応じた健康づくりの支援

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	目標値が低すぎる。それで効果、成果があるとは全く思わない。
2	4月1日に始まったアピアランスケアについては評価するが、その言及がない。
3	癌については今や二人に一人はなる可能性があり、早期発見が治癒にとっては大事である。国の助成金だけでなく市の独自の取組も必要かと思う。特に乳がんについては市の医療施設では限りがあることから柔軟な検診への取組が必要になると思う。
4	婦人科健診については、毎年の健康診断は世帯主宛ではなく（たしか世帯主宛に届いているような気がします）、受診対象者宛に送付すると当事者意識が出て受診率向上につながるのではないかと思います。
5	子育て・健康支援に限らず、毎月の広報誌への掲載は見ているだけで自然と情報が入ってくるため、必要とする方が利用・参加しやすいので助かっています。
6	ライフステージに応じた健康づくりは子育て支援層への働きかけだけでなく、高齢者を介護する介護者への健康維持支援や、介護離職離れにつながる支援も必要と思う。
7	健康推進協議会の今年度の活動テーマは「こころの健康」です。地域では常会やサロン活動などでチラシ等を活用し、相談窓口の情報などで啓発したいと思っています。 地域には民生委員、食推、健康サポーターなどがあります。それぞれ年度目標や活動など横断的に取り組んでいるのですが、地域においては人材も限られてきています。それぞれの活動を精査して再編できないのでしょうか。
8	前回の審議会でLGBTの当事者の方は中学生の頃気付く方が多いという発言がありました。学校の方でも講演会、日頃の行動からの相談・専門機関との連携などの実情をお聞きしました。国は、LGBT理解促進法案を成立、地方公共団体や企業、学校も理解増進が努力義務になっているようです。しかし、かえって差別を助長するのでは…ということが問題視されているという報告を見ました。課題や議論もこれからあると思いますが、安心して暮らせる環境づくり、性の尊重について考えさせられました。

評価案

<p>生涯を通じた男女の性への理解の推進として、学校教育における発達段階に応じた性教育や市内の高校生に対する男女の性に関する知識の啓発の継続的な取組の必要性を感じる。本市独自の取組である不妊治療に対する助成金制度は、経済的支援を行うことにより子どもを望む夫婦の安心感につながるものと考えられる。</p> <p>癌は二人に一人が罹患する可能性があり、早期発見が重要となる。計画の指標である婦人科検診の受診率は、乳がん検診については目標値に手が届きそうなところまで来ている。受診率の向上につながるよう、工夫した受診勧奨を行うほか、健康教育や健康相談に一層取り組み、日頃からの健康づくりの支援に注力していただきたい。（3.4）</p> <p>計画に記載のない事業ではあるが、今年度開始したアピアランスケアについては評価できる取組である。（2）</p> <p>ライフステージに応じた健康づくりには地域の力も必要となるが、限られた人材でも効果的な地域活動となるよう検討いただきたい。（6.7）</p>

審議会委員評価・意見集約一覧表

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	
◆重点目標8：困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	
施策の	生活上の困難を抱える人への自立支援
方向	障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

審議会委員から寄せられた評価・意見	
1	課題は周知と相談窓口の利用、支援体制の強化と思います。自立支援の評価はAになっております。継続して事業展開をお願いします。
2	障害者支援は重要であり、家族だけの努力だけでは難しいことだと思います。企業の立場としては障害者雇用が難しい業界もあることから、企業努力だけでなく新規雇用または雇用継続につながるサポートをしていただくと助かります。
3	認知症サポーターを幅広い年代において認知症サポーター養成講座を開催できたことはとても効果が大いと思うが、講座後のサポーターの活躍実践も伝えることは効果につながると思う。

評価案

<p>経済的困窮を始めとした困難を抱える人が安心して暮らせるよう、支援に関する各種事業や制度、相談窓口等の周知を図るとともに、相談窓口を利用した方への支援の強化が必要と感じる。引き続き、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいただきたい。(1)</p> <p>企業の中には障害者雇用が難しいと考えるところもある。計画に記載のない事業ではあるが、障がい者の雇用管理に関する相談対応やアドバイスを行う障がい者活躍推進アドバイザー事業は、企業のサポートに資する取組である。今後も継続的に取り組んでいただきたい。(2)</p> <p>認知症サポーター養成講座を幅広い年代を対象に開催したことは、意義があるものとする。サポーターの活動実態を周知することで、更に幅広い年代に認知症の正しい知識・理解が深まることを期待する。(3)</p>
--